

旭川市介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う介護保険の被保険者であって要介護若しくは要支援の認定を受けている者（以下「要介護被保険者等」という。）又は介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業対象者（以下「事業対象者」という。）のうち、特に生活が困窮していると認められる者が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅サービスを利用する際に支払う利用者負担額等の一部を助成し負担額を軽減することにより、当該要介護被保険者等及び事業対象者の居宅サービスの利用を促進し、もってその生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として行う旭川市介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象サービス)

第2条 この要綱により利用者負担の軽減（以下「負担の軽減」という。）対象とする居宅サービス（以下「軽減対象居宅サービス」という。）は、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス並びに法第115条の45第1項に規定する総合事業のうち、次のサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 短期入所生活介護
- (9) 短期入所療養介護
- (10) 福祉用具貸与
- (11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (12) 夜間対応型訪問介護

- (13) 地域密着型通所介護
 - (14) 認知症対応型通所介護
 - (15) 小規模多機能型居宅介護
 - (16) 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）
 - (17) 看護小規模多機能型居宅介護
 - (18) 介護予防訪問入浴介護
 - (19) 介護予防訪問看護
 - (20) 介護予防訪問リハビリテーション
 - (21) 介護予防居宅療養管理指導
 - (22) 介護予防通所リハビリテーション
 - (23) 介護予防短期入所生活介護
 - (24) 介護予防短期入所療養介護
 - (25) 介護予防福祉用具貸与
 - (26) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (27) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (28) 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）
 - (29) 第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項の規定による介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）に相当する事業（利用者負担の割合が保険給付と同様に算定するものに限る。）
 - (30) 第1号通所事業のうち旧法第8条の2第7項の規定による介護予防通所介護（日常生活上の支援又は機能訓練を行うものに限る。以下「介護予防通所介護」という。）に相当する事業（利用者負担の割合が保険給付と同様に算定するものに限る。）
- 2 負担軽減対象サービスのうち、次に掲げるサービスは、利用者負担額のほか、食事の提供に要する費用（以下「食費」という。）及び滞在又は宿泊に要する費用（以下「滞在費」という。）についても軽減の対象とする。
- (1) 通所介護
 - (2) 通所リハビリテーション
 - (3) 短期入所生活介護

- (4) 短期入所療養介護
- (5) 地域密着型通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 小規模多機能型居宅介護
- (8) 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護
- (10) 介護予防通所リハビリテーション
- (11) 介護予防短期入所生活介護
- (12) 介護予防短期入所療養介護
- (13) 介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）
- (16) 第1号通所事業のうち旧法第8条の2第7項の規定による介護予防通所介護（日常生活上の支援又は機能訓練を行うものに限る。以下「介護予防通所介護」という。）に相当する事業（利用者負担の割合が保険給付と同様に算定するものに限る。）

（負担軽減の対象者）

第3条 この要綱において負担軽減を受けることができる者（以下「負担軽減対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項で規定する被保護者を除く。）とする。ただし、法第66条第1項の規定による支払方法変更の記載、法第68条第1項の規定による保険給付差止の記載及び法第69条第1項の規定による給付額減額等の記載（第1号事業に係るこれらの規定の例による記載を含む。以下「滞納処分等の記載等」という。）を受けている者が、滞納処分の記載を受けている期間については、負担軽減対象者としなない。

- (1) 当該年度（4月から7月においては前年度）における市民税が、被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について課せられていないか免除されている被保険者で、老齢福祉年金を受給している被保険者
- (2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2第8項の適用を受ける被保険者
- (3) 世帯員全員の年間収入の合計及び資産等について、市長が別に定める基準を満たす被保

険者（前号に係る者を除く。）

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、負担軽減対象者として認定を受けた者が軽減対象居宅サービスを受けた月ごとに、サービス提供事業者ごと及びサービス種類ごとに算定するものとし、次の各号に掲げる費用につき、当該各号に定める額とする。ただし、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給のほか、他の法律等により軽減対象居宅サービスに係る利用者負担額、食費及び滞在費（以下「利用者負担額等」という。）の全部若しくは一部の給付又は減額免除（別表1に掲げるものとする。以下「公費の給付」という。）を受ける場合は、次の各号により算定される金額からその公費の給付に相当する額を控除して得た額を助成金の額とする。

- (1) 利用者負担額 法に基づき支給される居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費又は第1号事業支給費の90分の5に相当する額
 - (2) 食費 現に食事に要した費用の額、法第51条の3及び法第61条の3に定める食費の負担限度額又は食費の基準費用額のうち、最も低い額の100分の50に相当する額
 - (3) 滞在費 現に滞在又は宿泊に要した費用の額、法第51条の3及び法第61条の3に定める滞在費の負担限度額又は滞在費の基準費用額のうち、最も低い額の100分の50に相当する額
- 2 前項各号により算定される助成金の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定入所者介護(予防)サービス費の対象とならない者については、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護における食費及び滞在費は、軽減の対象外とする。

（負担軽減の認定の申請）

第5条 負担軽減を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出し、負担軽減の認定を受けなければならない。

- (1) 居宅サービス利用者負担軽減認定申請書（様式第1号）

- (2) 収入状況等申告書（様式第2号）
- (3) 承諾書（様式第3号）
- (4) その他収入及び資産の状況確認に必要な書類

2 第3条第1項第1号又は第2号に該当する者が、前項の認定の申請を行う場合においては、前項第2号から第4号までに掲げる書類の提出は不要とする。

（負担軽減対象者の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、第3条の負担軽減対象者の要件を満たしているかを審査し、居宅サービス利用者負担軽減認定決定通知書（様式第4号）により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、負担軽減対象者として認定した者については、居宅サービス利用者負担軽減認定証（様式第5号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（認定証）

第7条 認定証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月1日から7月31日までに申請のあった場合の有効期間は、当該年度の7月31日までとする。

2 負担軽減対象者の認定を引き続き受けようとする者は、第5条第1項の規定による申請を行うものとする。

3 前項による申請は、有効期間満了の2か月前から申請を行うことができるものとする。

（認定証の返還）

第8条 認定証の交付を受けた者（以下「認定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 認定証の有効期限が満了したとき。
- (2) 認定者が転出又は死亡により旭川市の被保険者でなくなったとき。
- (3) 認定者が要介護被保険者等又は事業対象者でなくなったとき。
- (4) 負担軽減対象者の要件に該当しなくなったとき。

(サービスの利用)

第9条 認定者が軽減対象居宅サービスを利用するときは、事前に認定証をサービス事業者に提示しなければならない。

2 認定証の提示を受けたサービス事業者は、軽減対象居宅サービスに係る利用者負担額等から第4条に規定する助成金の額相当額を差し引いた額を利用者から受領するものとする。

(助成金の申請)

第10条 前条第2項の規定に基づき利用者負担額等の軽減を行ったサービス事業者が第4条第1項に規定する助成金の交付を受けようとするときは、前条第2項の規定に基づく額を領収した翌日から起算して2年以内に、軽減対象居宅サービスを提供した月ごとに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 居宅サービス利用者負担軽減事業助成申請書(様式第6号)
- (2) 居宅サービスの内容を証明する書類
- (3) 利用者が負担した費用の領収証又は支払証明書の写し

(助成の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の額を決定し、居宅サービス利用者負担額軽減事業助成決定通知書(様式第7号)により、結果を当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により助成額を決定したときは、助成金を当該申請者に交付するものとする。

(助成金申請の特例)

第13条 認定者が、軽減対象居宅サービスを利用する際に認定証を提示できなかった場合など、軽減対象居宅サービスの利用者負担額等の全額をサービス事業者に支払ったときは、第10条の規定にかかわらず、当該認定者は、居宅サービスを利用した月ごとに、次の各号に掲げる書類を市長に提出し助成金を申請することができる。

- (1) 居宅サービス利用者負担額軽減事業助成申請書（償還払用）（様式第8号）
- (2) 利用者負担に係る領収証又は支払証明書

（他の給付との調整）

第14条 認定者に対する高額介護サービス費，高額介護予防サービス費及び高額第1号事業支給費の支給は，軽減後の利用者負担額について行うものとする。

- 2 認定者は，高額医療合算介護サービス費，高額医療合算介護予防サービス費又は高額医療合算第1号事業支給費（以下「高額医療合算介護サービス費等」という。）を支給された場合で，高額医療合算介護サービス費等の支給額の算定に係る利用者負担額が軽減後の利用者負担額を超えるときは，軽減を受けた額のうち当該超える額（当該超える額が高額医療合算介護サービス費等の支給額を超えるときは，当該支給額）を市に納付しなければならない。

（助成金の返還）

第15条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは，市長はその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は，平成14年4月1日から施行し，同年4月1日以降利用分の居宅サービスについて適用する。

（認定証の有効期間の特例）

- 2 平成14年4月1日から5月31日までに申請のあったものについては，第7条の規定にかかわらず，認定証の有効期間は，申請のあった日の属する月の初日から平成15年5月31日までとする。

附 則

この要綱は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4条第1項第3号については平成18年6月1日から適用する。
- 2 平成18年4月1日から5月31日までに申請のあったものについては、第7条の規定にかかわらず、認定証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から同年5月31日までとする。
- 3 平成18年6月1日から同月30日までに申請のあったものについては、第7条の規定にかかわらず、認定証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から平成19年6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 平成26年7月1日から平成27年5月31日までの認定に申請があった者に係る認定証の有効期間は、同年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし第3条第2号及び第4条第3項については、それぞれ平成27年10月1日及び同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。